

ごみ搬入手数料等の今後のあり方について

1 背景

2 検討趣旨・論点整理

【目 次】

1 背景

1－1	廃棄物の区分・処理責任	3
1－2	事業系廃棄物の処理フロー	4
1－3	一般廃棄物全体の処理フロー	5
1－4	ごみ処理手数料	6
1－5	ごみ搬入手数料の推移	7
1－6	事業ごみの内訳・民間リサイクル状況	9

2 検討趣旨・論点整理

2－1	搬入手数料の適正な水準	10
2－2	排出事業者に適正金額を負担いただくための方策	11
2－3	民間リサイクル促進のための方策	12

1-1 廃棄物の区分・処理責任

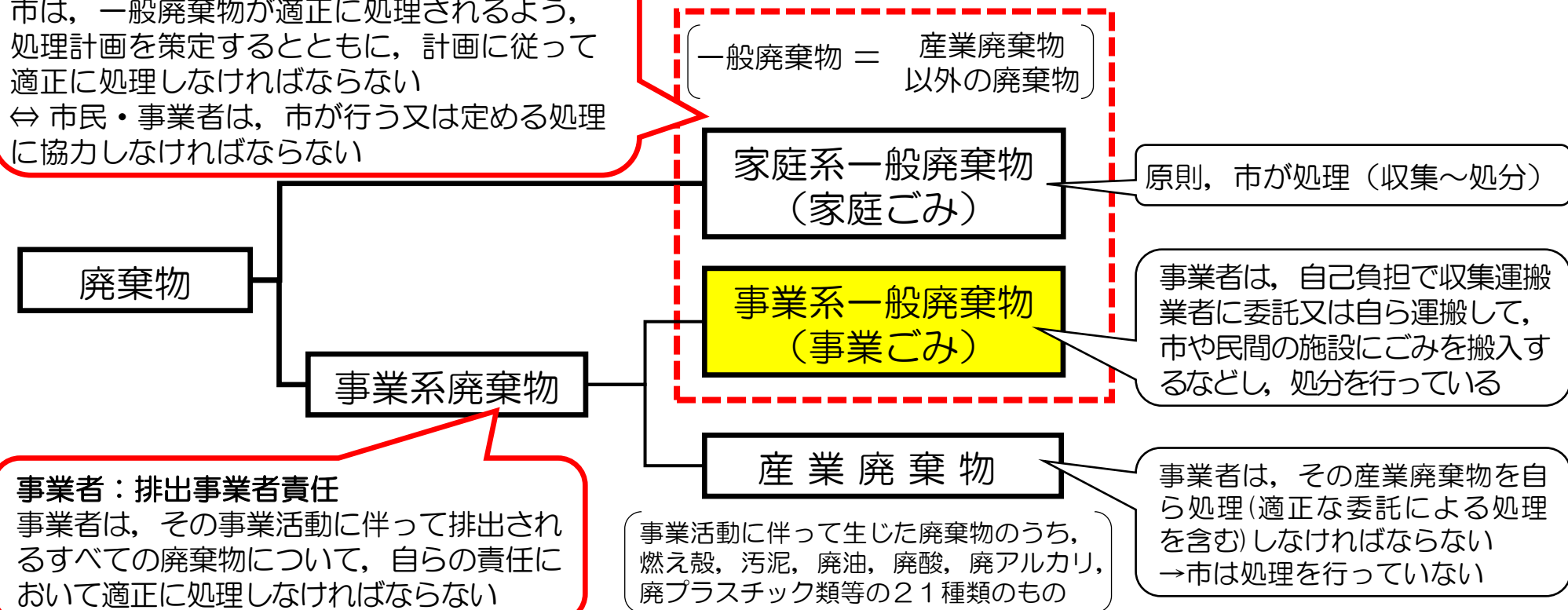
■ 廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、家庭からは「一般廃棄物」のみが排出される一方、事業者からは「産業廃棄物」だけでなく「一般廃棄物」（事業系一般廃棄物）も排出される。

■ 「一般廃棄物」は市町村に統括的な処理責任があり、また、事業者が排出する廃棄物については、「事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要がある」（排出事業者責任）とされている。

■ そのため、一般廃棄物について、家庭系一般廃棄物（家庭ごみ）は、原則、市が処理（収集～処分）をしているが、事業系一般廃棄物（事業ごみ）は、事業者が自己負担で、市が許可した収集運搬業者に委託又は自ら運搬して、市の施設や市が許可した民間の施設に搬入するなどし、処分を行っている。

市：統括的な処理責任

市は、一般廃棄物が適正に処理されるよう、処理計画を策定するとともに、計画に従って適正に処理しなければならない
⇒ 市民・事業者は、市が行う又は定める処理に協力しなければならない

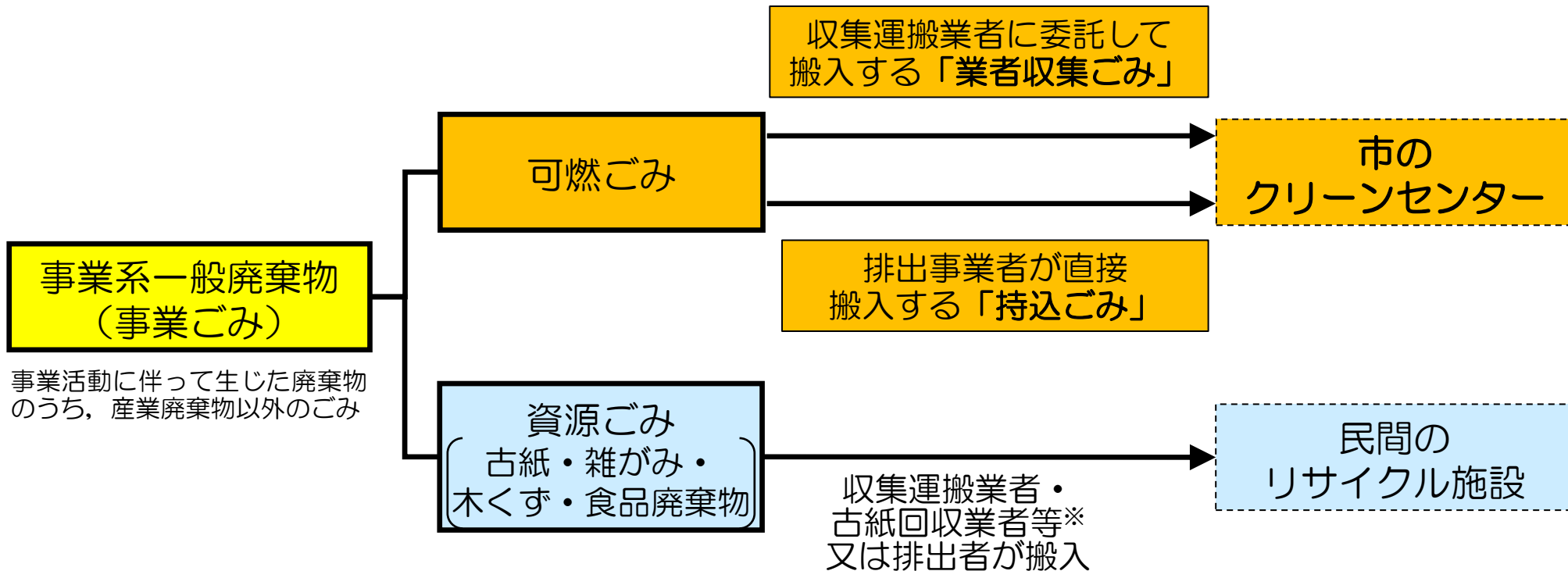


事業者：排出事業者責任

事業者は、その事業活動に伴って排出されるすべての廃棄物について、自らの責任において適正に処理しなければならない

1-2 事業系一般廃棄物（事業ごみ）の処理フロー

- 市内で発生した事業系一般廃棄物（事業ごみ）は、市の処理施設（クリーンセンター）で受け入れて燃やされるごみと、民間のリサイクル施設で受け入れられる資源ごみ（古紙・雑がみ・木くず・食品廃棄物など）がある。
- 市が受け入れる事業ごみは収集運搬業者が収集してクリーンセンターに持ち込む「業者収集ごみ」と排出者が直接市の処理施設に持ち込む「持込ごみ」がある。
- 民間のリサイクル施設が受け入れる事業ごみは、リサイクルできる紙ごみや生ごみ、木質ごみなどがあり、収集運搬業者や古紙回収業者等が収集、又は、排出者がリサイクル施設に直接持ち込んでいる。

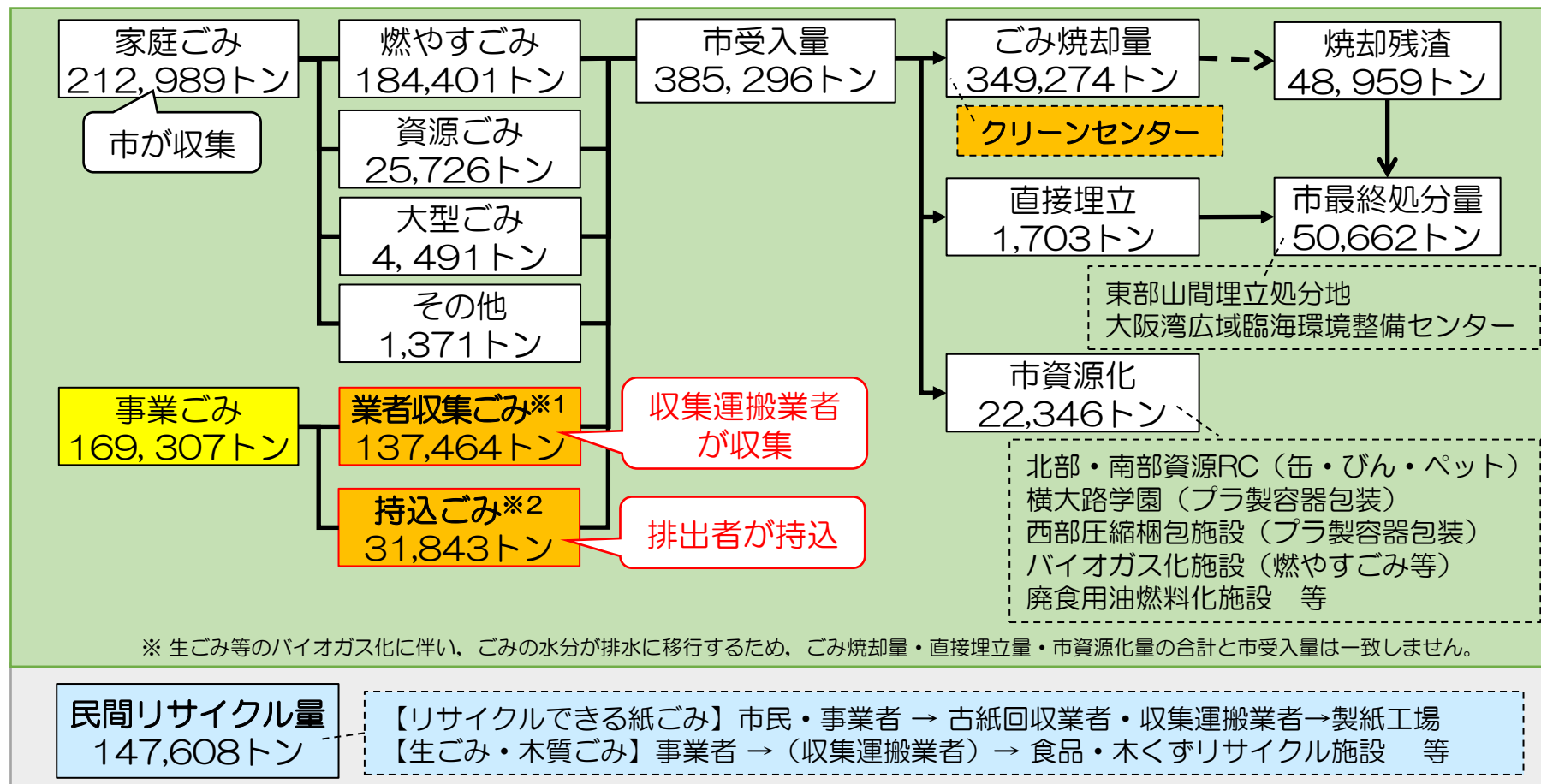


※ 資源ごみのうち、古くからの慣習により専ら資源化されるもの（古紙・古布・金属類・びん）については、「専ら物（もっぱらぶつ）」と呼ばれ、それらの収集・運搬は業許可が不要である。

1-3 一般廃棄物全体の処理フロー

■ 市内で発生したごみ（一般廃棄物）には、市がクリーンセンター等で受け入れて処理するごみと、民間のリサイクル施設が受け入れて処理するごみがあり、一般廃棄物の処理フローにおいて「業者収集ごみ」と「持込ごみ」を「事業ごみ」としている。

ごみの処理のフロー（市受入：令和2年度値，民間資源化：令和元年度値）



※1 「業者収集ごみ」の中には、市による収集ではなく、収集運搬業者による収集を選択している一部のマンションのごみ（家庭系一般廃棄物）が含まれ、このごみのうち、プラスチック製容器包装は市の再資源化施設で受け入れている

※2 「持込ごみ」の中には、市民が持ち込むごみ（家庭系一般廃棄物）が含まれる

1-4 ごみ処理手数料

- 事業ごみは、処理責任（排出事業者責任）の考え方から、原価主義の観点を取り入れた手数料を設定している。
- 現状、持込ごみの第1区分を直接費（ランニングコスト）相当、第3区分を処理原価相当に近い金額として設定し、業者収集ごみは持込ごみの第1区分を適用しており、事業ごみ全体として、原価相当を徴収しているわけではない。
- 業者収集ごみは、収集運搬業者を通じて、排出事業者から間接的に手数料を徴収している。
（排出事業者が収集運搬業者に支払う料金に手数料が含まれている）

ごみの種類		手数料	京都市による処理	手数料の主な目的
家庭ごみ	燃やすごみ	1円／1リットル	収集運搬～最終処分	・一定の経済的負担感を持っていただき、ごみへの関心を高め、ごみ減量・リサイクルを促進するため ・費用負担の公平化を図るため
	資源ごみ（缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装）	0.5円／1リットル	収集運搬～最終処分	
	大型ごみ	400円～2,400円/個	収集運搬～最終処分	
	その他	—	—	
事業ごみ	持込ごみ	【第1区分】 ～100kg：1,000円/100kg 【第2区分】 101kg～600kg：1,500円/100kg 【第3区分】 601kg～：2,000円/100kg	中間処理～最終処分	・ごみ処理経費に充当するため ・費用負担の公平化を図るため
	業者収集ごみ	1,000円/100kg	中間処理～最終処分	

排出事業者が
収集運搬業者
にお支払い
いただいている
料金



ごみの収集運搬にかかる料金として、
収集運搬業者が受け取る料金

ごみの焼却などに必要な手数料として、
京都市が収集運搬業者を通じて受け取る料金

1-5 ごみ搬入手数料の推移

■ 持込ごみについて、これまでは「ごみ減量」を主たる目的として、激変緩和を考慮しながら、処理原価に近づける形で手数料を改定してきた。

■ 業者収集ごみは、持込ごみの手数料体系に基づいた金額となるよう、段階的に改定を行ってきている。

持込ごみの搬入手数料の推移

改定時期	搬入手数料	処理原価	備考
平成9年度	700円/100kg	730円/100kg (平成7年度)	直接費（ランニングコスト）相当
平成13年度	【第1区分】 ~ 500kg : 800円/100kg 【第2区分】 501~2000kg : 1200円/100kg 【第3区分】 2001kg~ : 1600円/100kg	2360円/100kg (平成11年度)	・多量搬入者のごみ減量を目的に累進制を導入 ・処理原価に間接費（減価償却費等）も算入 （激変緩和の観点から、全額徴収はせず）
平成17年度	【第1区分】 ~ 300kg : 1000円/100kg 【第2区分】 301~1000kg : 1400円/100kg 【第3区分】 1001kg~ : 1800円/100kg	2740円/100kg (平成14年度)	ごみ減量や原価主義の徹底に向け、金額及び重量区分を改定（金額は、激変緩和の観点から、原価上昇分のみ値上げ）
平成21年度	【第1区分】 ~ 100kg : 1000円 【第2区分】 101~600kg : 1500円/100kg 【第3区分】 601kg~ : 2000円/100kg	2550円/100kg (平成18年度)	ごみ減量や原価主義の徹底に向け、金額及び重量区分を改定（金額は、激変緩和の観点から、部分値上げ）

業者収集ごみの搬入手数料の推移

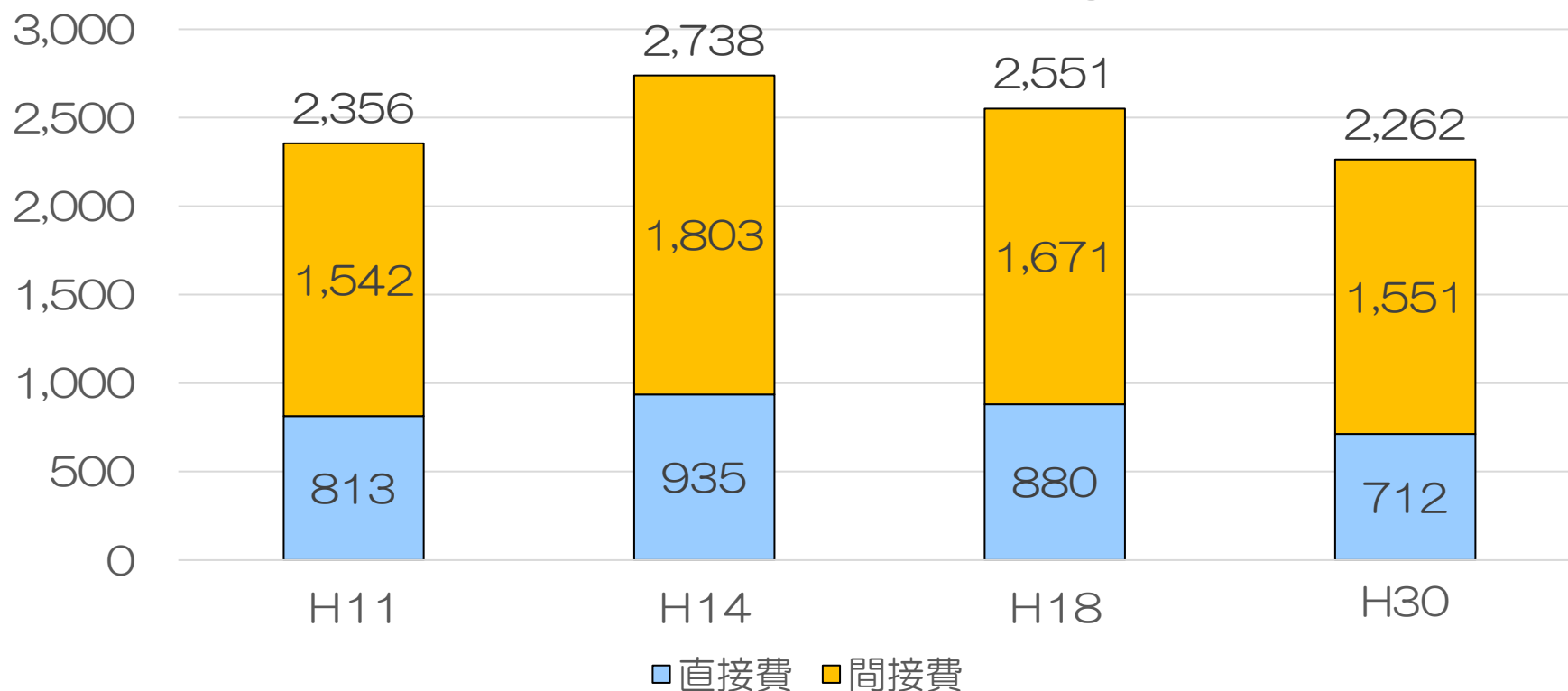
改定時期	搬入手数料	備考
平成16年度	500円/100kg	持込ごみの第1区分の金額（1000円）まで段階的に引き上げ※ ※ 引き上げ前は、①収集運搬業務の公共性・特殊性、②収集運搬許可業者の零細性から、業者収集ごみ（収集運搬許可業者が搬入するごみ）は、持込ごみの搬入手数料に減免率を乗じた額としていた。
平成20年度	650円/100kg	
平成23年度	800円/100kg	
平成26年度	1000円/100kg	

(参考) 事業ごみの処理原価の推移

■ 事業ごみの処理原価は、平成14年度にかけてクリーンセンターのダイオキシン対策等により、増加した後、5工場あったクリーンセンターを3工場まで縮小するなどし、長期的には減少傾向にある。

■ 今般、国が、処理原価の新たな算定基準（一般廃棄物会計基準）を策定し、その算定基準に基づいた算定を地方自治体に求めていることから、今回の議論では、国の算定基準に基づいた算定を行う予定である。

事業ごみの処理原価（円/100kg）



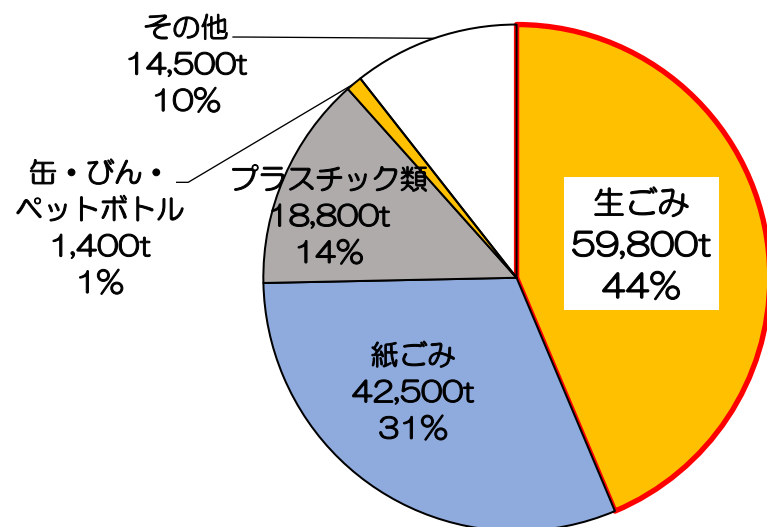
直接費：現場職員の人件費，工場（クリーンセンター及び埋立処分地）の運営費・維持管理費

間接費：本庁職員の人件費，事務所の運営費・管理費，施設・車両の減価償却費や起債利子償還額 等

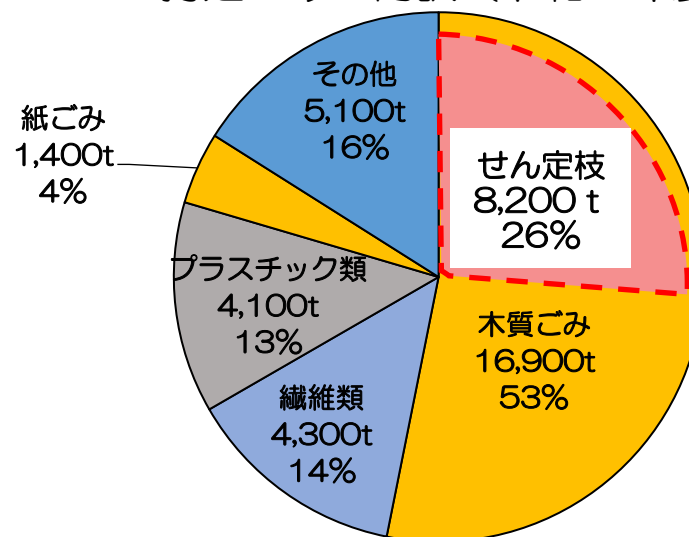
1-6 事業ごみの内訳・リサイクル状況

- 業者収集ごみは、生ごみが最も多く、その量は民間リサイクル量を大きく上回っている。
- 持込ごみは、せん定枝が最も多く、その量は民間リサイクル量をわずかに上回っている。
- 民間リサイクルが十分に進まない背景として、市の手数料と民間リサイクル料金との金額差も一因と考えられる。

業者収集ごみの内訳（令和2年度）



持込ごみの内訳（令和2年度）



	民間リサイクル量（令和2年度）	民間リサイクル料金※
生ごみ	9,200t	堆肥化：1,820円/100kg 飼料化：2,140円/100kg バイオガス化：2,500円/100kg
せん定枝	6,500t	枝葉：1,830円/100kg 幹：1,740円/100kg

※ 生ごみ：全国平均（農林水産省「食品リサイクルの施行状況（H25.3）」より）
せん定枝：京都市内平均（京都市「せん定枝・刈草のリサイクルBOOK（H29.1）」より）

2-1 論点1 搬入手数料の体系と金額の水準

① 搬入手数料の体系と金額の水準【持込ごみ・業者収集ごみ】

事業者は「その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない（排出事業者責任）」とされており、本市は、事業ごみの処理（中間処理及び最終処分）について手数料を徴収している。

その手数料の額は現状で処理に掛かっている費用（原価）を下回っており、また、木質ごみや生ごみなどのリサイクル可能なごみの民間リサイクル施設の処理料金水準よりも低い。

排出事業者責任や民間リサイクル促進の観点から、近年、自治体による事業ごみの処理費用について「原価相当の料金を徴収することが望ましい」という方針が国により示されている。

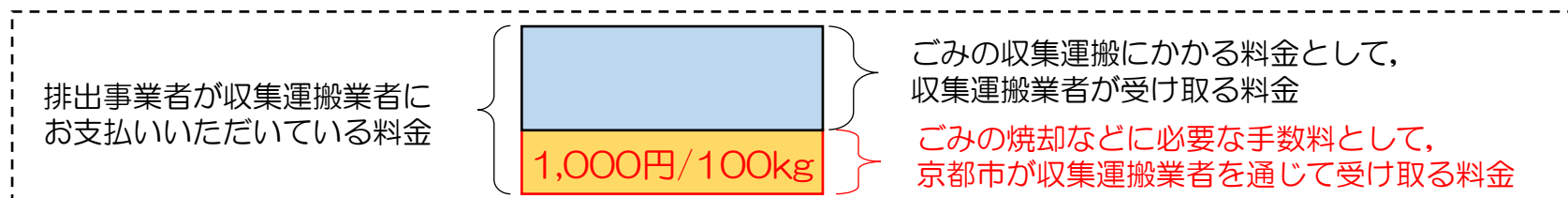
⇒上記を踏まえ、持込ごみ及び業者収集ごみの搬入手数料の体系や金額は今後どうあるべきか。

2-2 論点2 排出事業者に適切に負担いただくための方策

② 排出事業者に適切に負担いただくための方策【業者収集ごみ】

業者収集ごみの搬入手数料は、収集運搬業者を通じて市に重量に応じた額が納付されるが、その費用は排出事業者責任により排出事業者が負担するものとして、収集運搬業者と排出事業者との間の契約料金の中に含まれている。

個々の事業者には、契約金額に搬入手数料が含まれることの理解を図るとともに、ごみ処理に係るコスト意識を高め、ごみ減量インセンティブを働かせることが、排出事業者による適切な負担につながると考えられる。



⇒上記を踏まえ、搬入手数料のあり方の検討に当たって、排出事業者に適切に負担していただくための方策として、今後どのような方策を講じるべきか。

2-3 論点3 民間リサイクルを促進するための方策

③ 民間リサイクルを促進するための方策【持込ごみ・業者収集ごみ】

民間リサイクルの促進のためには、民間リサイクル料金を踏まえて搬入手数料の金額の水準を検討するだけでなく、ごみの排出実態や収集実態、リサイクル施設の稼働状況等を踏まえた方策を検討することも重要である。

⇒上記を踏まえ、民間リサイクルを促進するための方策として、今後どのような方策を講じるべきか。